

# 一人親方労災保険重要事項及び誓約書

## (重要事項)

1. 一人親方労災保険の補償の対象となるのは、請負契約に直接必要な行為を行う場合となります。
2. 建設業以外の作業中の事故の場合、労災給付を受けられないことがあります。  
(船舶での作業、機械・設備等の保守、点検、修理、製造にかかわる作業、草刈や雑木の伐採等、建設業以外での労災事故)
3. 労災の認定・労災給付額の決定は、大分労働基準監督署が行います。また、労災給付の内容は、厚生労働省作成の特別加入制度のしおり〈一人親方その他の自営業者用〉を必ずご確認ください。
4. 労災保険の年度は毎年4月～翌年3月までとなります。次年度も引き続きご加入の場合、ご入金(2月)をもって継続手続き完了となります。(毎年12月頃当組合より郵送される書類にて、次年度の支払回数・日額変更や脱退希望等がある場合はお知らせいただきます。)
5. 労働災害にて医療を受ける場合、医療機関窓口で労災保険扱いであることを申し出ていただき、その後、組合へご連絡ください。
6. 何らかの理由により労災保険が必要でなくなった場合は、速やかに組合へご連絡ください。
7. 加入時健康診断対象の方は、監督署より指示された期間内に受診を頂けない場合、強制的に脱退処分となります。(特段の事情がある場合を除く) またその場合は、加入が不承認となるため、労災保険給付は受けられません。
8. 申込書内の①粉じん作業②振動工具使用の業務③鉛業務④有機溶剤の欄を「従事の可能性無し」にご記入の方は、今後①～④の業務に従事することになった場合、変更手続きが必要となりますので組合へご連絡ください。(※労災給付に関わります。)
9. 住所、氏名等の変更または、雇入れ等の状況の変更があった場合は組合へご連絡ください。
10. 加入証明書等の有効期限は、保険料等納入済みの月の末日までとなります。
11. 控除証明書は発行していませんので、領収書は大切に保管してください。  
再発行の場合、手数料がかかります。

## (誓約事項)

- ・保険料等は必ず組合指定期日までに納入します。指定期日までに納入しない場合、強制脱退処分を受けても異議申し立ては行いません。
- ・加入時健康診断受診が必要な場合は、大分労働基準監督署より指示された期間内に、必ず指定の健診機関で受診します。正当な理由なく健康診断の受診をしない場合、強制脱退処分を受けても異議申し立ては行いません。
- ・組合の業務の円滑な運営及び職員の安全確保のため、職員に対する暴言、威圧的な言動、過度または不当な要求、人格を否定する発言、長時間の拘束、その他社会通念上許容される範囲を超える行為(SNS等オンライン媒体を含む)を行わないことを誓約します。万一このような行為が認められた場合には、組合の判断により対応の中断や強制脱退処分等の措置がとられることについて異議申し立ては行いません。

上記重要事項及び誓約事項について、理解し、遵守することを誓約いたします。

一人親方団体大分建設事業組合

理事長 殿

令和 年 月 日

加入申込者氏名 \_\_\_\_\_

※加入者本人の署名以外の場合は「代理人〇〇〇(代理人氏名)」と記入